

いじめ対策委員会を核とした対応（委員会の主な役割）

- いじめ防止対策推進法第22条に基づき学校に設置される組織
- 校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、学校いじめ対策推進教員、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者（当該学年主任・学級担任・保護者等）から構成。
- いじめ防止対策推進法第13条、「令和7年度学校いじめ対策基本方針」に基づき、未然防止・早期発見・早期対応・重大事態への対処の四つの視点において、この委員会が基本方針策定の中核となる。

未然防止	○子供の誇りと自信を守る学級・学年・学校づくり ・朝の会や休み時間明けの児童観察や呼名、自主的な当番活動、創造的な係活動など ・行事・・・学年で心をつなげる表現や作品⇒帰属意識 ○学校いじめ対策委員会によるいじめ防止年間計画の提示 ・いじめ防止標語・ポスター・シンボルマーク・いじめ撲滅宣言などの全校での取組 ・いじめに関する校内研修の計画（各教科等での指導） ・教科や道徳でのいじめに関する授業の実施 ○情報の周知、指導の徹底（組織としての対応） ・毎週1回、生活指導終会で、児童間のトラブルの報告連絡相談 ・いじめに関する研修会 ○児童会を活用した取組 ・あいさつ運動（代表委員会で役割分担して実施） ○「SNS学校ルール」の作成
早期発見	○学校いじめ対策委員会による発見 ・アンケート調査を年6回実施、結果の公表（学校通信・道徳授業地区公開講座）（ふれあい月間アンケート6・11・2月末に3回と、聞き取り調査3回実施） ○保護者・地域の方との連携・協力 ・学校通信や保護者会を通じた学校の取組の発信と情報の収集・共有 ・学校安全安心ボランティアの登校時や休み時間の見守り、日誌の交換、定期的な連絡会の開催 ・保護者の方や地域の方の踏切や横断歩道の見守り（踏切は通らないように指導する） ○スクールカウンセラー・心のふれあい相談員による面接面談 ・児童の個別面接、保護者の面談
◇早期対応 ◆重大事態への対処	◇◆学校いじめ対策委員会を核とした対応策の提示 ・把握した情報に基づく速やかな対応策の検討、実施に向けた役割分担の明確化 ◇◆被害の子供・加害の子供・周囲の子供への取組 ・被害の子供の安全確保、SC、心のふれあい相談員によるケア ・加害の子供に対する組織的・継続的な観察、指導、管理職による徹底した説諭 ・周囲の子供の関わり方を観察、指導 ・専科、空き時間の教員、支援員による徹底したTT指導 ◇◆被害の子供の保護・ケア ・複数の教員による安全確保、SC、心のふれあい相談員によるケア、家庭状況の把握とケア ◆加害の子供への働き掛け ・別室での学習実施、徹底した指導、警察への相談・通報、懲戒や出席停止 ・加害の子供と保護者のケア ◆区教育委員会・関係機関との連携 ・区教育委員会への報告と連携、子ども家庭支援センター・児童相談所などの連携協力 ◆保護者・地域との連携 ・緊急保護者会の開催、PTAの活用、主任児童委員・民生児童委員等との連携 ・当該保護者への状況の詳細を説明、再発防止策の周知・徹底

教育委員会・警察・子ども家庭支援センター・児童相談所等との連携

※学校評価による検証と基本方針の見直し